

一般社団法人琉球びんがた普及伝承コンソーシアム

定款

平成 3 1 年 4 月 2 5 日 設立

令和 2 年 5 月 日 変更

一般社団法人琉球びんがた普及伝承コンソーシアム定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人琉球びんがた普及伝承コンソーシアムと称する。

その英文名は、Ryukyu Bingata Preservation & Expansion Consortium
と表記する。略称はRBPCとする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地におくことができる。これを変更又は廃止するときも同様である。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、IT技術の発展および知的財産権等のビジネス利用の拡大を背景とし、琉球びんがたの伝統工芸技術の技術伝承および産地発展を目的として、「琉球びんがたの魅力を世界に伝え」「より多くの職人を育成する」ことで、琉球びんがた産業が直面する課題の解決及び新市場の創出並びに現代の生活シーンにおける価値向上に寄与することを主な目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 琉球びんがたに関連するプロモーションを、政府、地方自治体、民間企業、各種団体等と連携して実施するための事業
- (2) プロモーションの実施を通じ、琉球びんがたのデジタルアーカイブ構築を促進し、琉球びんがたの活用機会を増加させるとともに魅力発信を行うための事業
- (3) 市民・民間企業の琉球びんがたに係る知的財産権に対する意識向上を図るための事業

- (4) 政府、地方自治体、民間企業、各種団体等との連携を図り、IT技術および知的財産権等のビジネスモデルを応用することにより、従来にはない効果的で効率的な琉球びんがたのビジネスモデル構築を図り、琉球びんがたの技術伝承の促進を実現するための事業
- (5) 前各号に付帯する一切の事業
- (6) 前各号に定める業務のほかに、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 当法人の事業理念に共感し、事業運営に議決権を有して参画する企業・団体。理事の選任権及び社員総会において議決権を有する。
- (2) 準 会 員 当法人の事業理念に共感し、連携して活動を行う企業・団体。社員総会に参加できるが、議決権は有さない。
- (3) 賛助会員 当法人の事業理念に共感し、連携して活動を行う地方自治体・教育機関等。社員総会に参加できるが、議決権は有さない。

~~(4) クリエイター会員 当法人の事業理念に共感し、連携して活動を行う職人又は工房・デザイナー等。社員総会に参加できるが、議決権は有さない。~~

(入 会)

第6条 正会員、準会員、賛助会員、~~クリエイター会員~~として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みものとする。

2 入会は、事務局が書類審査を行い、結果を本人に通知するとともに、理事会にて定期的に報告するものとする。

(会 費)

第7条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会則規則において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 準会員、賛助会員、~~クリエイター会員~~は、会則規則において別に定める会費等を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 総会員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (5) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事または専務理事が招集する。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に**事故**がある時は、専務理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 各正会員は、各 1 個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

※通常は、役員を一括上程し選任します。

上記の規定によれば、1名ずつ承認決議を経るか。または、選挙の様な方法で決議しなければならず、役員選任だけで人数分議案を決議することになってしまいます。可能であれば削除をお勧め致します。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名もしくは、記名押印する。

(総会運営規則)

第19条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、

総会において定める社員総会運営規則による。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行のための、専務理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。代表理事及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この理事の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後 **2年以内**に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2年以内

- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するもので、なお

理事又は監事としての権利義務を有する。

4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。

5 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員 の 解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(設 置)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第28条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確

保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な
法令で定める体制をいう。)の整備

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合は、請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。代表理事に事由がある時は、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の決議については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 資金及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第36条 当法人の財産の管理・運用は代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(会計原則等)

第39条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、**総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により変更することができる。**

※定款17条と整合性をとるため「定足数」を追加しました。

(解 散)

第41条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において残余財産は、総会の決議を経て、法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第9章 運 営

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必用な事項は、理事会において定める事務局運営規則による。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には法令で定めるところにより次の書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表

- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (9) 監査報告
- (10) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (11) 理事及び監事の名簿
- (12) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 公告、情報公開及び個人情報の保護

（公告の方法）

第45条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（情報公開）

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

（個人情報の保護）

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 附 則

~~（最初の事業年度）~~

~~第48条 当法人の最初の事業年度は当法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。~~

~~（設立時社員の氏名又は名称及び住所）~~

~~第49条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。~~

~~沖縄県南城市佐敷字新里2-0-2番地~~

~~城間栄市~~

~~沖縄県那覇市首里寒川町一丁目3-5番地7~~

~~平良一~~

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本書は、当法人の現行定款に相違ありません。

令和 年 月 日

沖縄県那覇市久米一丁目4番17号

一般社団法人琉球びんがた普及伝承コンソーシアム

代表理事 屋 富 祖 幸 子

印

※赤字・青字は、修正・追加記載箇所及び説明文